

第 96 号

お茶の水女子大学学報

昭和 59 年 1 月 1 日

お茶の水女子大学庶務課

目 次

関係法令	1
学内規程	1
人事	2
学事	3
諸報	9
海外渡航	9
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の概要について	10
定年等により退職をする職員に係る共済年金の特例について	18
研修	21
健康診断	21
レクリエーション	23
昭和58年秋の叙勲	23
計報	23
新任者住所	23
職員の住所変更	23
日誌(抄)	23

事院規則第9—24、11月29日官報号外)

○人事院規則(初任給調整手当)の一部を改正する規則(人事院規則第9—34、11月29日官報号外)

○人事院規則(教職調整額の支給方法等)の一部を改正する規則(人事院規則第9—57、11月29日官報号外)

学 内 規 程

○お茶の水女子大学規則第11号

お茶の水女子大学奨学基金運営内規の一部を改正する内規を次のように定める。

昭和58年12月15日

お茶の水女子大学長 藤 卷 正 生

お茶の水女子大学奨学基金運営内規の一部を改正する内規

お茶の水女子大学奨学基金運営内規の一部を次のように改正する。

本則中「稻垣・柳沢・山西奨学基金」を「人間文化研究科奨学基金」に改める。

第2条の表人間文化研究科奨学基金の項中沿革欄に次の1号を加える。

四 昭和58年7月本学名誉教授矢部章彦氏、林雅子氏が教授退官の記念に大学院博士課程における研究を奨励することを目的として本学に寄附す。

同条同表人間文化研究科奨学基金の項中奨学金の授与対象欄を次のように改める。

本学大学院人事文化研究科において研究に従事し、その成績顕著な者とする。

附 則

この内規は、昭和58年12月15日から施行する。

○お茶の水女子大学規則第12号

お茶の水女子大学学部履修規程の一部を改正する規程を次のように定める。

昭和58年12月21日

お茶の水女子大学長 藤 卷 正 生

お茶の水女子大学学部履修規程の一部を

改正する規程

関 係 法 令

【法 律】

○一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(法律第69号、11月29日官報号外)

○国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(法律第82号、12月3日官報号外)

【規 則】

○人事院規則(俸給の調整額)の一部を改正する規則(人事院規則第9—6、11月29日官報号外)

○人事院規則(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則(人事院規則第9—8、11月29日官報号外)

○人事院規則(通勤手当)の一部を改正する規則(人

お茶の水女子大学学部履修規程の一部を次のように改正する。

第10条第2項を次のように改める。

2 教職教育科目は、教科に関する専門科目及び教職に関する専門科目とし、教職に関する専門科目は自由選択科目に含めることができない。

第15条の次に次の1条を加える。

第15条の2 第12条の規定にかかわらず、保健体育科目の修得について、文教育学部舞踊教育学科舞踊教育学の学生は、教育上の必要に応じ特定した専門教育科目の単位で充てることができる。

附 則

この規程は、昭和58年12月21日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

○お茶の水女子大学規則第13号

お茶の水女子大学学部履修規程の一部を改正する規程を次のように定める。

昭和58年12月21日

お茶の水女子大学長 藤 巻 正 生

お茶の水女子大学学部履修規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学学部履修規程の一部を次のように改正する。

別表1（第12条関係）家政学部の項中「児童学科

36	8	4	38	14	0	6	18	76	124
----	---	---	----	----	---	---	----	----	-----

児童学科	36	8	4	34	18	0	6	18
------	----	---	---	----	----	---	---	----

76 124」に改める。

附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

人 事

◎人事異動

発令年月日	現 官 職	氏 名	異 動 内 容
(昇 任)			
58.12. 1	文部事務官 (会計課長)	武田 三郎	島根医科大学業務部長に昇任させる
(配置換)			
58.12. 1	文部事務官 (東京大学経 理部契約課長)	万木 直	会計課長に配置換 する
(事務代理)			
58.10.31	文部教官(教 授生活環境研 究センター)	五十嵐 脩	生活環境研究セン ター長事務代理を 命ずる

発令年月日	現 官 職	氏 名	異 動 内 容
58.11.17	文部教官(教 授理学部)	太田 次郎	理学部附属臨海実 験所長事務代理を 免ずる
58.11.19	文部教官(教 授生活環境研 究センター)	五十嵐 脩	生活環境研究セン ター長事務代理を 免ずる
(休 職)			
58.11.17	文部教官(附 属小学校教 諭)	三橋 通子	育児休業を許可す る 育児休業の期間は 昭和58年11月17日 から昭和59年8月 31日までとする
58.12. 6	文部教官(助 手理学部)	谷口真知子	休職の期間を昭和 59年5月13日まで 更新する
(臨時的任用)			
58.11.17		池濱 朱美	文部教官(附属小 学校教諭)に臨時 的に任用する 任期は昭和59年8 月31日までとする
58.12. 2		服部 祐子	文部教官(附属中 学校教諭)に臨時 的に任用する 任期は昭和59年1 月12日までとする

◎学内委員

現 官 職	発令年月日	氏 名	異 動 内 容
教 授	58.11. 1	犬養 廉	入学試験委員会委 員を命ずる 任期は昭和59年1 月31日までとする
教 頭	〃	桜井 孝行	〃
教 授	〃	荒木 忠雄	〃
教 頭	〃	曾我部泰三郎	〃
教 授	〃	根本 茂	〃
教 頭	〃	福田 静子	〃

◎非常勤講師

発令年月日	現 官 職	氏 名	異 動 内 容
(採 用)			
58.11. 1		江沢 洋	講師(大学院人間 文化研究科)に採 用する 任期は昭和59年3 月31日までとする
58.11.16		小池 克郎	講師(理学部)に 採用する 任期は昭和59年3 月31日までとする
〃		中沢 透	〃
58.12. 1		桜井 英博	講師(理学部)に 採用する 任期は昭和58年12 月31日までとする

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
58.12.1		原田 勝弘	講師(家政学部)に採用する 任期は昭和59年1月31日までとする
		小見山 秀子	講師(附属小学校)に採用する 任期は昭和58年12月22日までとする
58.12.16		千秋 達雄	講師(理学部)に採用する 任期は昭和59年2月29日までとする
(併任)			
58.11.1	文部教官(東京大学教授)	三好 行雄	講師(大学院人間文化研究科)に併任する 併任の期間は昭和59年3月31日までとする
58.11.16	〃	藤崎源二郎	講師(理学部)に併任する 併任の期間は昭和59年2月29日までとする
〃	文部教官(埼玉大学助教授)	酒井 文雄	講師(理学部)に併任する 併任の期間は昭和59年3月31日までとする
〃	文部教官(東京工業大学教授)	吉村 寿次	講師(理学部)に併任する 併任の期間は昭和58年12月31日までとする
〃	文部教官(東京大学教授)	三浦謹一郎	講師(理学部)に併任する 併任の期間は昭和59年3月31日までとする
〃	文部教官(東京大学助手)	薬師 久弥	講師(家政学部)に併任する 併任の期間は昭和59年3月31日までとする
58.12.1	文部教官(神戸大学教授)	斉藤 光格	講師(文教育学部)に併任する 併任の期間は昭和58年12月31日までとする

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
58.12.16	文部教官(東京大学教授)	平川金四郎	講師(理学部)に併任する 併任の期間は昭和59年3月31日までとする
〃	総理府技官(放射線医学総合研究所)	花木 昭	講師(理学部)に併任する 併任の期間は昭和59年2月29日までとする
(辞職)			
58.11.30	講師(文教育学部)	松崎 京子	辞職を承認する

◎非常勤職員

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
(採用)			
58.11.1		白波瀬佐和子	教務補佐員(家政学部)に採用する 任期は昭和59年3月31日までとする
58.11.16		高原美枝子	事務補佐員(家政学部)に採用する 任期は昭和59年3月31日までとする
(辞職)			
58.11.30	事務補佐員(会計課)	五十嵐一英	辞職を承認する
〃	教務補佐員(理学部)	根田 紀子	〃
58.12.15	教務補佐員(家政学部)	森脇真理子	〃
58.12.31	教務補佐員(文教育学部)	中村 裕子	〃
〃	〃(家政学部)	角田とよ子	〃

学 事

○昭和59年度 お茶の水女子大学学生募集要項

1. 学科別募集人員

文教育学部	哲学科	史学科	地理学科	国文学科	外国文学科			教育学科		舞踊教育学科		計
					中国文学 中国語学	英文学 英語学	仏文学 仏語学	教育学	心理学	舞踊教育学	音楽教育学	
	20	20	20	30	11	33	6	20	15	15	12	202
理学部	数 学 科				物 理 学 科		化 学 科		生 物 学 科		計	
	20				20		20		25			85
家政学部	児 童 学 科				食 物 学 科		被 服 学 科		家 庭 経 営 学 科		計	
	35				32		30		28			125

2. 出願資格 下記に該当する女子とする。

次の各号のいずれかに該当し、かつ昭和59年度共通第1次学力試験を受験した者

- (1) 高等学校を卒業した者及び昭和59年3月卒業見込みの者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び昭和59年3月修了見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則第69条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び昭和59年3月31日までにこれに該当する見込みの者

3. 出願手続

(1) 出願書類等

1. 出願カード 本学所定のもの。
2. 昭和59年度共通第1次試験成績請求票（国公立大学用） 出願カードに貼付すること。
3. 調査書 出身学校長が作成し厳封したもの。
大学入学資格検定合格者は、合格成績証明書（文部省発行）を提出する。
4. 健康診断書 昭和58年3月高等学校卒業生及び昭和59年3月高等学校卒業見込みの者は提出しなくてよい。ただし、上記以外の者は「視力、色覚、聴力、結核及びその他の疾病、異常等」について医師が作成した健康診断書（様式は特に定めぬ。）を提出する。
5. 検定料10,000円 「郵便為替」とし受取人指定欄に「お茶の水女子大学」とのみ書くこと。
6. 受験許可書 他大学在学者に限り学長・学部長・学生部長のいずれかが証明したものを提出する（様式は特に定めぬ）。
7. 受験票返送用封筒 60円切手貼付の封筒（23.5cm×12cm）に受信先を明記したもの。

(2) 出願方法

1. 出願書類等の提出は郵送に限る。必ず書留速達にすること。
2. 出願書類等の郵送は、志望学部の事務部あてとし、本学所定の封筒を用い、1封筒1願書に限る。封筒下欄の志願者欄に、住所、氏名、志望学科及び専攻名等を明記すること。
なお、家政学部児童学科・被服学科にあつては、A・Bのいずれか記入すること。

注 本学では出願書類を受取すると「受験票」と「受験者心得」を直ちに返送しているため、願書発送後10日間たつても未着のときは志望学部の事務部に問い合わせること。

4. 出願期間

昭和59年2月9日（木）～2月15日（水） 締切日までの消印があれば有効

5. 第2次学力検査

(1) 期 日 3月4日（日）〔5日（月）は実技検査〕

(2) 学力検査

志願する学部・学科	学 力 検 査 科 目	備 考
文 教 育 学 部	現代国語、古典Ⅰ乙 外国語（英語B、ドイツ語、フランス語から1か国語選択）	舞踊教育学科（舞踊教育学、音楽教育学）の志望者にはほかに実技検査を行う。
理 学 部	数 学 科	第一志望学科について決められた科目を受験すること。
	物 理 学 科	
	化 学 科	
	生 物 学 科	
	数学Ⅰ、数学ⅡB、数学Ⅲ* 外国語（英語B、ドイツ語、フランス語から1か国語選択）	
	数学Ⅰ、数学ⅡB、化学Ⅰ・Ⅱ ○物理Ⅰ・Ⅱ*、○生物Ⅰ・Ⅱ* ○印の科目のうち1科目を選択	
	数学Ⅰ、数学ⅡB、生物Ⅰ・Ⅱ* ○物理Ⅰ・Ⅱ*、○化学Ⅰ・Ⅱ ○印の科目のうち1科目を選択	

志願する学部・学科		学 力 検 査 科 目	備 考
☆ 家 政 学 部	児童学科 被服家庭経営学	A 外国語（英語B、ドイツ語、フランス語から1か国語選択） ○現代国語、古典I乙 ○数学I、数学II B ○印の教科のうち1教科を選択	児童学科の志望者にはほかに小論文を課す。
	児童学科 食物学科 被服学科	B 数学I、数学II B ○理科（物理I・II*、化学I・II、生物I・II*から1科目選択） ○外国語（英語B、ドイツ語、フランス語から1か国語選択） ○印の教科のうち1教科を選択	

* 数学科の数学IIIについては、数学I、II Bの範囲から出題することもある。

理科については高等学校学習指導要領中、物理は物理IIの「内容」(72、73頁)のうち「(4)原子の構造」を除く。生物は生物IIの「内容」(80頁)のうち「(1)生命現象と分子」及び「(3)生物の進化」を除く。

☆ 児童・被服両学科志望者は、A・Bいずれで受験してもよい。

家庭経営学科はAで受験のこと。 食物学科はBで受験のこと。

(3) 実技検査

○ 舞踊教育学志望者（第一志望、第二志望とも）に次の二種の検査を行う。

① ダンス（全員に課す）……与えられた基礎運動及び創作

なお、希望者はこのほかに各種舞踊を加えてもよい。

② スポーツ（次のうち、1種目を選択）

- ア. 陸上競技（短距離走及び走幅跳）
- イ. 器械運動（平均台運動及びマット運動）
- ウ. 新体操（手具運動）
- エ. バレーボール
- オ. バスケットボール
- カ. 硬式テニス又は軟式テニス
- キ. 卓球
- ク. バドミントン

○ 音楽教育学志望者（第一志望、第二志望とも）に次の検査を行う。

① ソルフェージュ

ア. 聴音：1～4声部

イ. 新曲視唱

② 声 楽

下記のi)、ii)、iii)のいずれか一つを選び、暗譜で演奏すること。

- i) イタリア古典歌曲（原語）1曲を自由選択
- ii) 日本歌曲1曲及びアリア（原語・原調）1曲をそれぞれ自由選択
- iii) 日本歌曲1曲及び外国歌曲（原語）1曲をそれぞれ自由選択

なお、声楽は伴奏用楽譜を必要とするので、受験者は必ず楽譜（複写譜も可）に氏名を明記して出願書類と一緒に送ること。

③ ピアノ

下記のi)、ii)、iii)のいずれか一つを選び、暗譜で演奏すること。

繰返しはしないこと。

- i) J・S・バッハ作曲の鍵盤音楽（3分以内）から、1曲を自由選択
- ii) J・S・バッハの作品1曲〔i〕に同じ〕、及びベートベンピアノソナタから1つの楽章を自由選択（ただし、緩徐楽章を除く）
- iii) J・S・バッハの作品1曲〔i〕に同じ〕、及びショパンの練習曲集（作品10、作品25）から2曲を自由選択

(4) 小 論 文

児童学科志望者（第一志望、第二志望とも）には小論文を課す。

与えられた課題について、所定の600字詰縦書き原稿用紙2枚以内に論述させる。

6. 入学者選抜第1次・第2次配点比率

学部名	試験の区分	教 科					配点合計	備 考
		国 語	社 会	数 学	理 科	外 国 語		
文 教 育 学 部	共通1次試験	200点	200点	200点	200点	200点	1,000点	舞踊教育学科舞踊教育学・音楽教育学は実技検査を課し、総合判定の資料とする。
	第2次試験	250	—	—	—	250	500	
	計	450	200	200	200	450	1,500	

共通第1次学力試験を受験した者は、すべて第2次試験を受験することができるが、可否判定は、次の3点を総合して行う。

- 1 共通第1次学力試験の総得点が、全国平均程度に達していること。
 - 2 共通第1次学力試験の各教科・科目の得点が、それぞれの配点（国語、数学、外国語については各200点、社会、理科については、それぞれ選択した科目各100点）の20%に到達していること。
 - 3 第2次試験（下表〔400点〕と、共通第1次学力試験の理科（200点）、外国語（200点）の総合成績。
- 備考：共通第1次学力試験の追試験受験者についても本試験の全国平均点を目安とする。

学部名	学 科 名	教 科						計	備 考
		数学Ⅰ・ⅡB	数 学 Ⅲ	物 理 Ⅰ・Ⅱ	化 学 Ⅰ・Ⅱ	生 物 Ⅰ・Ⅱ	外 国 語		
理 学 部	数 学 科	150	150*	—	—	—	100	400	*数学Ⅰ・ⅡBを含む
	物 理 学 科	150	100	150	—	—	—	400	
	化 学 科	150	—	(100)	150	(100)	—	400	()は選択
	生 物 学 科	150	—	(100)	(100)	—	150	400	()は選択

学部名	学 科 名	試験の区分	教 科						配点合計	備 考
			国 語	社 会	数 学	理 科	外 国 語			
家 政 学 部	児 童 服 装 家 庭 習 俗 学	共通1次試験	100	100	100	100	100	100	500	児童学科のみ小論文を課し、重要な参考とする。 ()から1教科選択
		第2次試験	(250)	—	(250)	—	250	—	500	
		計	100(350)	100	100(350)	100	350	1,000		
学 部	児 童 食 被 服	共通1次試験	100	100	100	100	100	100	500	
		第2次試験	—	—	250	(250)	(250)	—	500	
		計	100	100	350	100(350)	100(350)	1,000		

7. 第2次学力検査日時割

学部等 学科		日 時		3 月 4 日 (日)	3 月 5 日 (月)
文 教 育 学 部	哲 学 科 史 学 科 地 理 学 科 国 文 学 科 外 国 文 学 科 (中国文学・中国語学) (英文学・英語学) (仏文学・仏語学) 教 育 学 科 (教 育 学) (心 理 学)	国 語	外 国 語	10:00~11:40	13:10~14:50
	舞 踊 教 育 学 科 (舞 踊 教 育 学) (音 楽 教 育 学)				実 技 (第一志望、第二志望とも) 10:00~
理 学 部	数 学 科	数 学 I・II B 10:00~11:40	数 学 III・外 国 語	13:10~15:40	
	物 理 学 科		物 理・数 学 III	13:10~15:40	
	化 学 科		化 学・選 択 (物 理・生 物)	13:10~15:40	
	生 物 学 科		生 物・選 択 (物 理・化 学)	13:10~15:40	
家 政 学 部	児 童 学 科 被 服 学 科 家 庭 経 営 学 科	A	選 択 [国 語 数 学 I・II B] 10:00~11:40	外 国 語 13:10~14:50	小 論 文 15:20~17:00
	児 童 学 科 食 物 学 科 被 服 学 科	B	数 学 I・II B 10:00~11:40	選 択 [理 外 国 語 科] 13:10~14:50	[児 童 学 科 志 望 者] (第一志望、第二志望とも)

8. 検査場所 お茶の水女子大学 (東京都文京区大塚2丁目1番1号)

9. 合格発表及び入学手続等

- (1) 合格決定 学力検査 (共通第1次学力試験・第2次学力検査)・調査書並びに健康診断書を総合して判定する。
- (2) 合格発表 3月17日 (土) の午後。学内本部棟前に掲示するとともに合格通知書及び入学、入寮の関係書類を送付する。
- (3) 入学手続 4月3日 (火) と4日 (水) の2日間。
この間に手続をしない者は、入学を辞退したものとみなす。

10. 注意事項

受験関係の問い合わせは志望学部の事務部あてとし、必ず、往復はがきによるか、又は返信用封筒 (切手貼付) を同封し、返信先を明記すること。

○昭和59年度 お茶の水女子大学大学院博士課程人間文化研究科学生募集要項

1. 専攻名及び募集人員

比較文化学専攻	16名
人間発達学専攻	10名
人間環境学専攻	9名

2. 修業年限 3年

3. 出願資格 下記に該当する女子とする。

- (1) 修士の学位を有する者（昭和59年3月修士の学位を得る見込みの者を含む）
- (2) 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

4. 出願手続

- (1) 入学願書 用紙は本学で交付する。
- (2) 修士課程修了（見込）証明書
- (3) 修士論文要旨 1部、内容・形式は 7. 第二次試験手続(2)を参照のこと。
- (4) 調査書 出身大学長又は研究科の長が作成したもの。用紙は本学で交付する。
- (5) 健康診断書 公的医療機関で作成したもの。用紙は本学で交付する。
- (6) 受験許可書 在職中の者は所属長の、他の大学院に在学中の者は当該大学長の許可書とする。

上記書類を一括し、入学検定料16,000円を添え出願期間内に本学に提出すること。やむを得ず郵送する場合は、検定料を郵便為替（受取人欄に「お茶の水女子大学」と明記すること）とし、同封の上、出願期間内（締切日の消印有効）に到着するよう書留速達郵便で送付すること。その場合、封筒に「人間文化研究科願書在中」と朱書きし、返信用封筒（あて先を明記し、260円切手貼付）を同封すること。

5. 出願期間・願書受付場所

- (1) 出願期間 昭和59年1月20日（金）から1月27日（金）まで。
日曜日を除き、午前9時から午後3時まで。ただし、土曜日は午前11時30分まで。
- (2) 願書受付場所 お茶の水女子大学人間文化研究科棟1階事務室
〒112 東京都文京区大塚2丁目1番1号

6. 第一次試験

- (1) 選考期日 昭和59年2月3日（金）
- (2) 試験内容 筆答試験（論文・言語）
- (3) 時間割

日時 専攻名	2月3日（金）	
	10:00~12:00	13:00~15:00
比較文化学専攻	論 文	言 語
人間発達学専攻		（英語・ドイツ語・フランス語・ 中国語・日本古典語の中から2科目 を選択すること）
人間環境学専攻		

- 注. イ) 上言記語の選択科目については、出願の際届け出るものとする。
ロ) 英語・ドイツ語・フランス語・中国語については、辞書の使用を認める。
ハ) 日本古典語は、古文・日本漢文・古文書とし、3種目の中から2種目を試験場で選択すること。

- (4) 試験場所 お茶の水女子大学人間文化研究科棟
 (5) 第一次合格発表 昭和59年2月8日(水)人間文化研究科棟1階掲示板に掲示する。

7. 第二次試験手続

第一次試験合格者は、2月9日(木)午後5時までに、人間文化研究科棟1階事務室に次の書類を提出すること。

- (1) 修士論文 1部 ただし、修士論文提出後の研究により修士論文を補足する研究成果のある場合には、その論文を添付することができる。また、修士論文以外に別主題について発表した論文があり、その論文を主論文とすることを希望するときは、その旨を明記し、1部添付すること。なお、修士論文をもたない場合は、これにかわるもの1部。
 (2) 上記論文(主論文の要旨) 2,000字以内、横書き、B4版用紙2枚(図表を含む)におさめ、コピー6部
 (3) 研究計画書 1,000字前後、横書き、B4版用紙1枚におさめ、コピー6部

8. 第二次試験

- (1) 選考期日 昭和59年3月1日(木)、2日(金)の2日間
 (2) 試験内容 口述試験(主論文及び研究計画)
 (3) 試験場所 お茶の水女子大学人間文化研究科棟

9. 合格者発表

合格者には、昭和59年3月15日(木)午前本人に通知するとともに、人間文化研究科棟1階掲示板にその氏名を掲示する。

10. 入学料及び授業料

- 入学料 120,000円
 授業料(年額) 216,000円(前期 108,000円、後期 108,000円)

11. 注意事項

- (1) 同一年度に2専攻に出願することはできない。
 (2) 出願手続後は、いかなる事情があっても、書類の変更及び検定料の払いもどしの要求には応じない。
 (3) 出願について、不用のことがある場合は、大学院係に問い合わせられたい。
 (4) 合格・不合格に関する郵便・電信・電話等による問い合わせには一切応じない。

諸 報

○海外渡航

所属・職名	氏名	渡航先国	渡航目的	期間	渡航種別
人間文化研究科助手	鵜飼光子	フィリピン共和国	椰子油採取の視察及び研究発表	58.11.5～ 58.11.9	研修
理学部教授	能村堆子	アメリカ合衆国	昭和58年度文部省在外研究員(短期)として細胞運動、動物発生学の研究	58.9.16～ 58.11.16	出張
生活環境研究センター教授	福場博保	タイ王国 フィリピン共和国	第4回アジア栄養会議出席及び熱帯地域における根菜類の生産、貯蔵、加工、植生全般にわたる生物資源学の研究	58.10.31～ 58.11.18	〃

所属・職名	氏 名	渡 航 先 国	渡 航 目 的	期 間	渡航種別
生活環境研究センター助 教授	富 永 典 子	オーストラリア連邦	高塩環境下における微生物代謝の研究のため	58. 8. 2～ 58. 11. 29	研 修
文教育学部教授	森 隆 夫	ドイツ連邦共和国 スウェーデン王国 アメリカ合衆国	昭和58年度文部省在外研究員(短期)として生涯教育政策比較研究	58. 10. 1～ 58. 11. 30	出 張

〇一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の概要について

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律は昭和58年11月29日付法律第69号で公布され同日施行となった。その概要は下記のとおりである。

1. 俸 給 表

別表のとおり

2. 諸 手 当

(1) 初任給調整手当について

医療職俸給表(-)以外の俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師で医学又は歯学の専門的知識を必要とする官職にあるものに対する支給月額の限度が40,100円となった。

(2) 扶養手当について

手当の月額を配偶者12,300円、配偶者以外の扶養親族のうち2人までは、それぞれ3,800円(配偶者がいない職員の扶養親族にあっては、そのうち1人については8,300円)となった。

(3) 住居手当について

借家・借間に係る手当について、家賃の額と9,000円との差額が7,500円を超えるときに加算する2分の1加算の限度額が6,800円となった。

(4) 通勤手当について

(i) 交通機関等利用者に対する運賃等相当額の全額支給限度額を月額17,600円とし、限度額を超えるときに加算する2分の1の加算の限度額が2,800円となった。

(ii) 自転車等使用者のうち使用距離が片道5km以上10km未満である者に対する支給月額を2,400円とし、調整手当の支給されない地域又は官署に在勤し、通勤不便者として取り扱われる者に対する支給月額を使用距離が片道10km以上15km未満のときは4,700円、15km以上20km未満のときは6,400円、20km以上のときは8,200円となった。

なお、(i)及び(ii)の改定については、交通機関等と自転車等を併用する場合も同様である。

(5) 期末、勤勉手当について

期末、勤勉手当の支給日を基準日の属する月の人事院規則で定める日とすることになった。

(下記参照)

3. 実施期日等

上記2の(5)を除き昭和58年4月1日から適用し、2の(5)については昭和59年4月1日から施行となる。

(参考)

上記2の(5)の支給日についての人事院規則はまだ発せられてないが、6月期については6月30日、12月期については12月10日になる見込である。また、3月期は現行どおりである。

なお、金融機関の週休2日制の実施に伴い、3月期については3月16日、12月期については12月11日になる年もある旨説明があった。これも規則に盛り込まれる予定である。

別表

行政職俸給表

イ 行政職俸給表(一)

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	302,400	234,800	—	—	—	121,400	104,000	—
2	315,200	244,600	209,000	177,300	148,300	127,600	109,100	85,100
3	327,900	254,500	217,000	184,700	155,000	133,900	114,900	87,700
4	340,700	264,400	225,100	192,300	161,700	140,200	121,300	90,500
5	353,400	274,500	233,300	200,000	168,800	146,700	127,100	93,400
6	366,100	284,700	241,700	207,600	176,100	152,900	131,900	96,600
7	378,700	294,900	250,200	215,200	183,200	159,100	136,600	100,200
8	391,300	304,800	258,700	222,900	190,200	165,200	141,200	104,000
9	403,800	314,700	267,200	230,600	197,100	170,300	145,300	107,600
10	416,100	324,300	275,600	238,500	203,800	175,400	149,100	110,900
11	425,700	333,600	283,900	246,400	210,400	180,400	152,800	113,900
12	431,800	342,700	292,200	254,400	217,000	185,300	156,300	116,500
13	437,900	350,700	300,500	262,500	223,500	190,200	159,900	119,200
14	443,500	356,900	308,300	270,300	229,700	194,500	162,600	121,400
15	448,300	363,000	316,000	277,500	235,700	198,700	165,300	123,600
16		367,300	322,200	284,400	241,200	202,900	168,000	125,700
17			328,000	290,000	246,500	206,700	170,500	127,300
18			331,900	295,100	250,400	209,900	172,900	
19			335,700	298,800	253,800	212,900	174,900	
20			339,500	302,400	257,000	215,200		
21				306,000	259,500	217,500		
22				309,600	261,900	219,700		
23				313,200	264,300	221,900		
24					266,700	224,100		
25					269,100			
26					271,500			

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二條及び附則第三項に規定する職員を除く。

口 行政職俸給表(一)

職務の 等級 号 俸	特1等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	173,500	146,600	120,200	106,200	85,800	76,600
2	179,300	151,800	125,400	110,800	88,400	78,900
3	185,100	157,200	130,600	115,400	91,300	81,100
4	191,000	162,600	136,000	120,200	94,300	83,500
5	197,300	168,000	141,300	124,900	97,700	85,800
6	203,600	173,500	146,600	129,600	101,600	88,300
7	210,300	178,900	151,500	134,200	106,200	91,100
8	217,000	184,300	156,400	138,700	110,800	94,000
9	223,700	189,600	161,300	143,100	115,300	97,300
10	230,300	194,400	166,200	147,500	119,800	101,000
11	236,900	199,200	170,500	151,800	124,100	104,900
12	243,600	204,000	174,800	155,900	128,200	108,900
13	250,100	208,700	179,100	160,000	132,000	112,900
14	256,500	213,400	183,300	163,800	135,600	116,800
15	262,100	217,900	187,500	167,500	138,800	120,300
16	267,700	222,500	191,500	170,800	141,500	123,500
17	273,200	226,900	195,600	174,100	144,100	126,700
18	278,600	231,200	199,700	177,200	146,600	129,100
19	283,400	235,500	203,600	180,300	149,200	131,400
20	288,000	239,600	207,100	182,700	151,500	133,700
21	292,000	243,400	209,900	184,700	153,500	135,600
22	296,000	247,100	212,300	186,700	155,400	137,500
23	300,000	250,400	214,600	188,700	157,300	139,400
42	303,300	253,700	216,600	190,600	159,200	141,300
25		256,100	218,600	192,500	161,000	143,200
26			220,600			145,100
27			222,600			146,900
28			224,600			148,700
29						150,400

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

教育職俸給表

イ 教育職俸給表(-)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	—	169,100	123,100	100,100
2	—	197,000	176,700	130,700	104,500
3	253,100	205,900	184,500	138,300	109,200
4	262,700	214,700	192,300	146,000	115,000
5	272,400	223,600	200,500	153,700	120,900
6	282,100	232,500	208,700	161,300	127,500
7	291,800	241,500	217,000	169,000	134,100
8	301,400	250,500	225,300	176,600	141,100
9	311,100	259,600	233,500	184,300	148,100
10	320,900	268,400	241,600	191,900	155,300
11	330,700	277,100	249,500	199,500	162,400
12	340,500	285,400	257,400	207,000	169,200
13	350,300	293,000	265,300	214,300	175,700
14	360,100	300,300	273,100	220,600	181,700
15	370,000	307,600	280,300	227,000	187,500
16	379,900	314,600	287,500	232,600	193,100
17	389,800	321,400	294,700	238,200	198,400
18	399,300	328,300	301,500	243,700	203,600
19	407,700	335,100	308,300	249,100	208,700
20	416,200	341,700	315,200	254,500	213,700
21	424,700	347,700	321,700	259,800	218,400
22	432,600	353,700	328,100	265,100	223,100
23	439,800	359,700	334,000	270,100	227,600
24	445,300	365,100	339,300	275,000	232,000
25	450,100	370,500	343,200	279,700	235,500
26	454,900	375,400	346,400	283,900	238,900
27		378,900		287,200	242,200
28				290,300	245,500
29				293,300	248,000
30					250,400

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

口 教育職俸給表(二)

職務の 等級 号	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	294,200	—	110,200	—
2	302,700	216,600	115,700	92,800
3	311,100	224,500	122,300	96,100
4	319,600	232,500	129,000	100,000
5	328,000	240,400	135,700	104,000
6	336,500	248,300	142,300	108,700
7	344,900	256,400	149,000	114,000
8	353,400	264,400	155,500	119,900
9	361,900	272,500	162,000	126,200
10	370,100	280,500	168,600	132,600
11	378,000	288,500	175,200	139,000
12	385,500	296,400	182,100	145,300
13	392,600	304,300	189,700	151,500
14	399,600	312,000	197,400	157,700
15	404,200	319,600	205,300	163,800
16		327,100	213,100	169,900
17		334,700	220,700	176,100
18		342,200	228,400	182,200
19		349,600	235,900	188,300
20		357,000	243,500	194,200
21		363,600	251,200	199,500
22		370,100	258,700	204,700
23		376,400	266,200	209,600
24		382,800	273,800	214,300
25		387,000	281,200	218,900
26			288,000	223,500
27			294,600	228,000
28			301,200	232,300
29			307,800	236,200
30			314,400	240,100
31			320,100	243,300
32			325,600	246,400
33			330,300	249,400
34			334,500	252,200
35			338,600	254,400
36			342,600	
37			345,600	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職務の 等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	291,300	—	100,000	—
2	298,800	184,600	105,100	92,800
3	306,200	192,600	110,200	96,100
4	313,800	200,600	115,700	100,000
5	321,300	208,700	122,300	104,000
6	328,600	216,600	129,000	108,700
7	336,000	224,500	135,700	114,000
8	343,200	232,500	142,300	119,900
9	349,800	240,400	149,000	126,200
10	356,500	248,300	155,500	132,500
11	362,400	256,300	162,000	138,800
12	368,300	264,100	168,600	144,900
13	373,100	271,300	175,200	150,800
14	377,900	278,500	182,100	156,500
15	382,000	285,600	189,700	162,200
16		292,600	197,400	167,700
17		299,500	205,300	173,100
18		306,300	213,100	178,400
19		313,100	220,700	183,600
20		319,900	228,400	188,700
21		326,600	235,900	193,400
22		332,800	243,400	197,800
23		338,600	251,000	202,200
24		343,800	258,400	206,100
25		348,300	265,200	209,900
26		352,000	271,800	212,900
27		355,000	278,500	215,900
28		358,000	284,600	218,500
29		361,000	290,500	220,800
30			296,200	223,000
31			301,700	225,100
32			307,200	
33			312,000	
34			316,800	
35			321,100	
36			324,800	
37			328,500	
38			332,200	
39			334,800	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

医療職俸給表

イ 医療職俸給表(一) 略

ロ 医療職俸給表(二)

号	職務の等級	特1等級	1等級	特2等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
	俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1		295,900	243,200	217,000	184,700	136,800	107,300	93,900	—
2		306,800	253,400	225,100	192,500	143,300	112,300	97,800	87,800
3		317,700	263,600	233,300	200,400	149,900	118,200	101,800	90,700
4		328,700	273,800	241,700	208,300	156,500	124,200	106,100	93,700
5		339,700	284,100	250,200	216,200	163,100	130,100	111,100	97,300
6		350,800	294,400	258,700	224,000	169,800	136,000	116,800	100,900
7		361,800	304,500	267,200	231,900	176,500	142,000	122,600	104,700
8		372,700	314,500	275,600	239,800	183,500	148,000	127,800	108,200
9		383,600	324,300	283,900	247,700	190,500	153,900	132,400	111,300
10		394,500	333,600	292,200	255,600	197,500	159,700	137,000	114,200
11		401,000	342,700	300,500	263,600	204,300	165,500	141,400	116,700
12		406,700	350,700	308,300	271,200	210,800	170,700	145,400	119,200
13		412,300	356,900	316,000	278,300	217,300	175,800	149,300	120,800
14		417,500	363,000	322,200	285,100	223,700	180,900	153,000	
15		422,700	369,100	328,000	290,700	230,000	185,900	156,500	
16		427,200	373,400	331,900	296,100	236,000	190,800	160,100	
17				335,700	301,000	241,900	195,200	162,800	
18					305,700	247,500	199,400	165,500	
19					309,300	251,700	203,600	168,000	
20					312,900	255,200	207,400	170,000	
21						258,600	210,400		
22						261,100	212,700		
23						263,600	215,000		
24						266,000	217,200		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

号	職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1		212,700	166,100	142,200	105,800	92,200
2		220,200	172,400	147,800	110,700	95,500
3		227,900	178,900	153,700	115,700	98,900
4		235,600	185,400	159,600	121,000	102,400
5		243,700	192,000	165,600	126,300	105,800
6		251,900	198,800	171,600	131,600	110,700
7		260,200	205,600	177,600	136,800	115,600
8		268,300	212,300	183,500	142,000	120,800
9		276,500	218,800	189,400	147,100	126,100
10		284,600	225,300	195,300	152,200	131,200
11		292,700	231,800	201,200	157,300	136,200
12		300,700	238,200	207,100	162,300	141,200
13		308,600	244,600	213,000	167,300	145,900
14		316,100	251,000	218,800	172,100	150,600
15		323,600	257,400	224,700	176,900	155,200
16		330,600	263,800	230,400	181,700	159,700
17		337,400	270,200	236,100	186,500	164,100
18		343,700	276,500	241,700	191,100	168,400
19		349,500	282,900	247,300	195,700	172,700
20		353,300	289,000	252,600	200,200	176,900
21		357,000	294,400	257,900	204,700	181,100
22		360,700	298,500	263,100	209,100	185,200
23			302,500	267,300	213,600	189,100
24			306,500	271,200	218,100	192,300
25			309,700	275,000	222,500	195,500
26			312,900	278,000	227,000	198,500
27			315,600	281,000	231,000	201,400
28				283,500	234,900	204,300
29					238,500	206,500
30					240,900	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

指定職俸給表（第六条関係）

号	俸	俸 給 月 額
1		412,000 円
2		454,000
3		506,000
4		559,000
5		603,000
6		649,000
7		705,000
8		760,000
9		814,000
10		867,000
11		918,000
12		938,000

備考 この表は、事務次官、外局の表、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

○定年等により退職をする職員に係る共済年金の特例について

このことについて、昭和58年12月8日付け58管福第86号をもって、文部省管理局福利課長から庶務課長あて下記のとおりの通知がありましたので、お知らせします。

記

国家公務員に係る定年制度の導入については、国家公務員法の一部を改正する法律（昭和56年法律第77号）の公布（昭和56年6月11日）により、昭和60年3月31日から実施されることとありますが、この定年制度の実施に伴い、定年等により退職をする職員のうち、退職年金又は通算退職年金を受ける権利を有しないこととなる職員に係る特例措置として、本年12月3日に公布された国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和58年法律第82号）において国家公務員共済組合法の一部改正が行われ、「特例継続組合員制度」及び「特例退職年金制度」が設けられました。

これらの特例措置の概要は、別紙のとおりですので、御承知おきください。

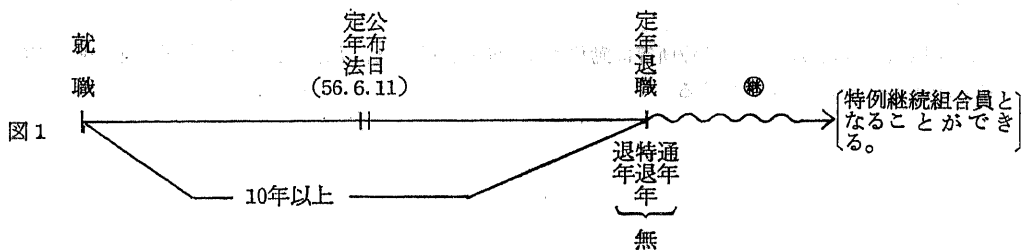
別 紙

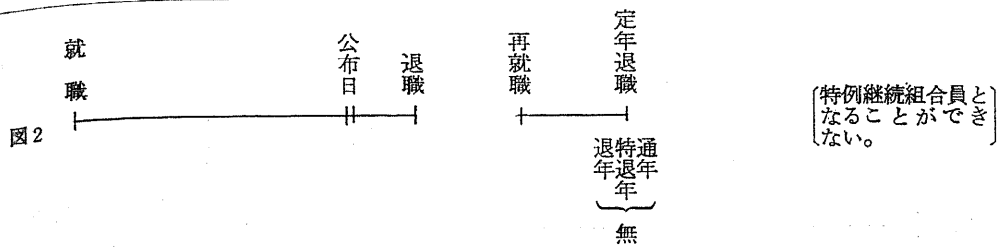
I 特例継続組合員制度（国家公務員等共済組合法附則第13条の12～第13条の14関係）

1 特例継続組合員となることのできる者

- ① 国家公務員法の一部を改正する法律（昭和56年法律第77号。以下「定年法」という。）の公布の日（昭和56年6月11日）に現に組合員であった者で、国家公務員法第81条の2第1項に規定する定年退職日（以下「退職日」という。）まで引き続いて組合員であったもの
- ② 定年等により退職したとき、組合員期間が10年以上であり、かつ退職年金（下記IIの特例退職年金を含む。）又は通算退職年金を受ける権利を有する者でないとき

●：特例継続組合員 通年：通算退職年金
 退年：退職年金
 特退年：特例退職年金





2 特例継続掛金

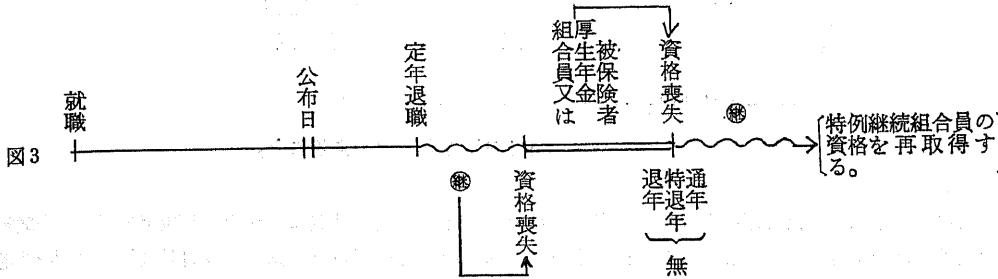
掛金額は、国家公務員等共済組合連合会が、政令で定める基準に従い、長期給付に係る掛金及び国の負担金の合算額を基礎として定款で定める。

3 特例継続組合員の資格の喪失

- ① 死亡したとき
- ② 退職年金（下記Ⅱの特例退職年金を含む。）を受けることができる組合員期間を有することとなったとき、又は通算退職年金を受けられることとなったとき
- ③ 特例継続掛金を払込期日までに払い込まなかったとき
- ④ 長期給付に関する規定の適用を受けられる組合員若しくは他の法律に基づく共済組合で長期給付に相当する給付を行うものの組合員又は厚生年金保険若しくは船員保険の被保険者となったとき
- ⑤ 特例継続組合員でなくなることを希望する旨を組合に申し出たとき

4 特例継続組合員の資格の再取得

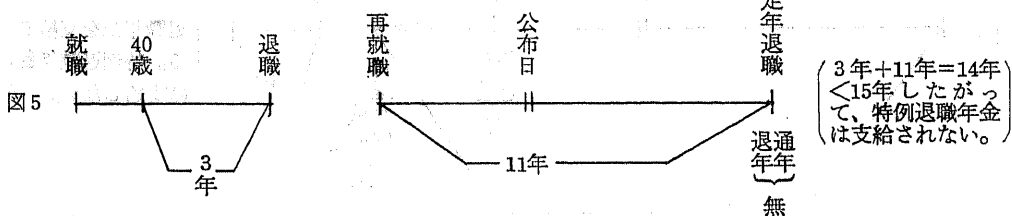
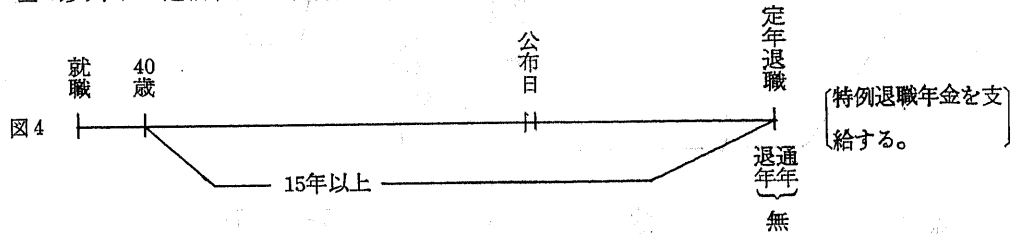
前記3・④により資格を喪失した者が当該被保険者等の資格を喪失した場合で、退職年金（下記Ⅱの特例退職年金を含む。）又は通算退職年金を受けられる権利を有する者でないとき



Ⅱ 特例退職年金制度（国家公務員等共済組合法附則第13条の15～第13条の19関係）

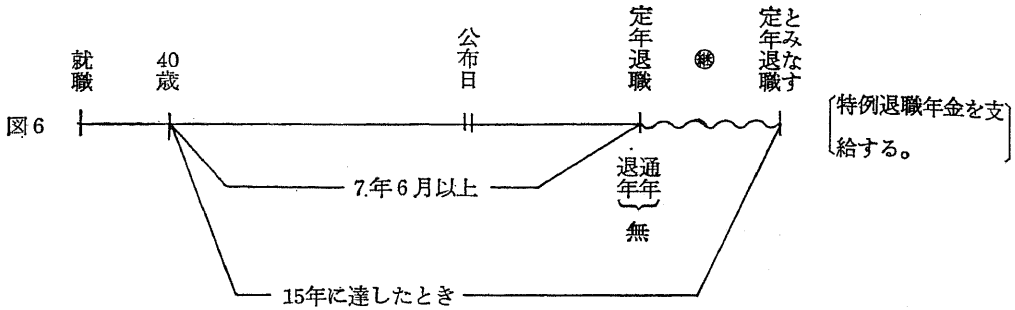
1 特例退職年金の支給を受けることのできる者

定年法の公布の日（昭和56年6月11日）に現に組合員であった者で、定年退職日まで引き続いて組合員であったものが定年等による退職をした場合において、40歳に達した日の属する月以後の組合員期間が15年以上であり、かつ退職年金又は通算退職年金を受けられる権利を有する者でないもの

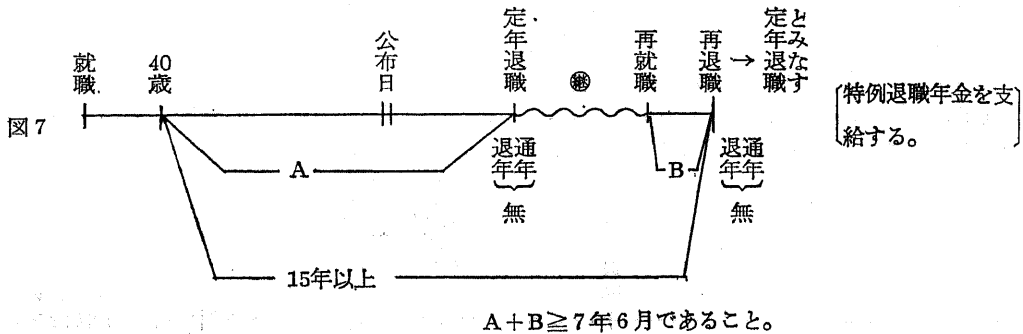


2 特例退職年金の受給資格の特例

- ① 特例継続組合員である者の40歳に達した日の属する日以後の組合員期間が15年に達した場合で、特例継続組合員以外の期間が7年6月以上あるとき

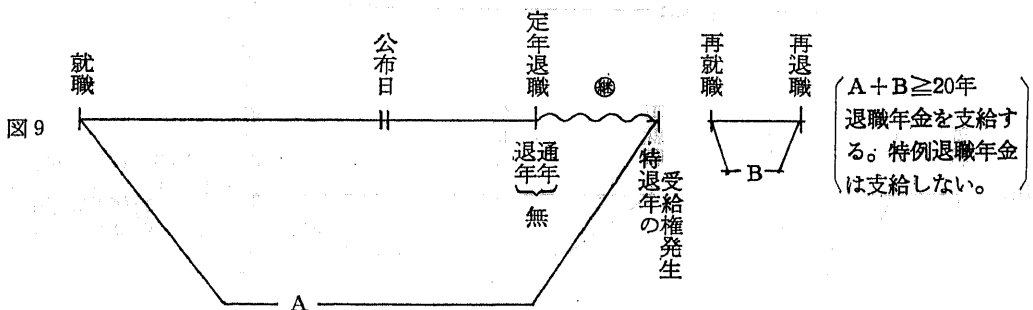
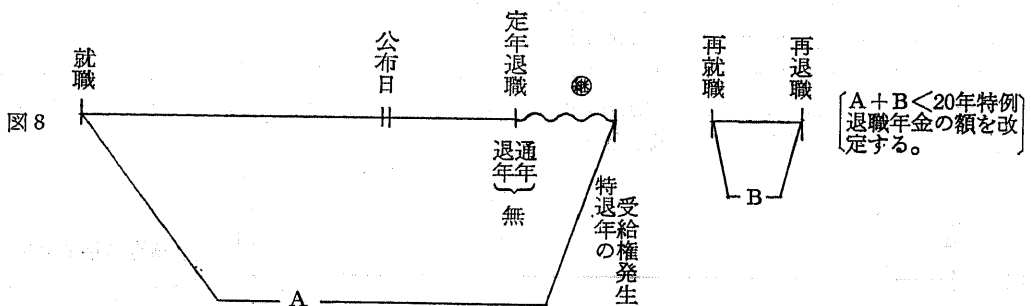


- ② 特例継続組合員であった者で、引き続き特例継続組合員以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員となったものが退職した場合において、40歳に達した日の属する月以後の組合員期間が15年以上であり、かつ、退職年金又は通算退職年金を受ける権利を有する者でない場合で、特例継続組合員以外の期間が7年6月以上であるとき



3 再任改定

特例退職年金の支給を停止されている者が退職をしたとき（当該退職により特例退職年金以外の退職年金を受ける権利を有することとなるときを除く。）は、前後の組合員期間を合算して特例退職年金の額を改定する。



4 特例退職年金の額

※
 $(2,050円 + 俸給 \times 1 / 100) \times 組合員期間の月数$

※ 物価スライドの対象となる。

Ⅲ 施行日 昭和60年3月31日

〇 研 修

名 称	実施期日	対 象 者	修 了 者	主 催
昭和58年度国立学校技術職員研修会	昭和58年11月24日(木)～30日(水) (6泊7日)	各国立学校、国立立大学共同利用機関等、文部省管理局教育施設部に所属する中堅(年齢30才～40才)の技術職員で所属長が推薦する者。	施設課設備係員 石川千一	文部省管理局
第35回関東地区中堅係員研修	昭和58年12月7日(水)～12月16日(金)	次の各号に該当する者で、各機関から推薦され、人事院関東事務局長が受講を認めた者。 ア. 国家公務員採用初級試験により採用され、採用後おおむね8年の経験を有する者及び同中級試験により採用され、採用後おおむね5年の経験を有する者並びにこれと同等と認められる者。 イ. 年齢30才未満の者 ウ. 勤務成績が優秀な者	会計課 用度係員 峯村 薫	人事院関東事務局

〇健康診断

事 項	実 施 期 日	対 象 者	受診者数	実 施 場 所
昭和58年度第1回教職員一般定期健康診断	昭和58年11月9日(水)13時～15時45分 昭和58年11月10日(木)13時～15時45分	全教職員。ただし、昭和58年度人間ドックの受診者並びに下記の検査項目ごとに対象外とされた者を除く。 診察 全員 胸部レントゲン検査(間接) 全員ただし、直接撮影を必要とする者及び撮影後3か月を経過しない	内科診察 304 胸部レントゲン検査(間接撮影) 280 血圧測定 275 尿検査 239	保健管理センター

事 項	実 施 期 日	対 象 者	受 診 者 数	実 施 場 所
		者を除く。 血圧測定 満35才以上の者 尿検査 (たんぱく、糖、他)満35才以上の者	人	
昭和58年度遠隔地勤務者健康診断	昭和58年11月16日 (水)	志賀高原体育運動場勤務者。	内科診察 2 胸部レントゲン検査 (間接撮影) 2 血圧測定 2 尿検査 2	長野県中野保健所
昭和58年度教職員肝臓機能検査	昭和58年11月18日 (金) 昭和58年11月22日 (火) 昭和58年11月29日 (火) いずれも 9時～11時まで	昭和58年4月1日現在満40才以上の職員。ただし昭和58年度人間ドック受診者及び特別定期健康診断受診者を除く。	104	保健管理センター
昭和58年度胃の検査	昭和58年11月24日 (木) 昭和58年11月25日 (金) いずれも 8時30分～11時30分まで	昭和58年4月1日現在満40才以上の常勤職員。ただし妊娠中の女子職員並びに昭和58年度人間ドック受診者を除く。なお、満40才の者についても、希望者は受けることができる。	62	保健管理センター 前集団検診車 (東京中央放射線診療所所有車)
昭和58年度教職員一般定期健康診断 (第2回)	昭和58年11月30日 (水) 13時30分～15時30分	前回受診しなかった者 (昭和58年度人間ドックの受診者を除く。)及びレントゲン直接撮影を必要とする者。	内科診察 19 胸部レントゲン検査 (間接撮影) 17 血圧測定 19 尿検査 14 胸部レントゲン検査 (直接撮影) 10	保健管理センター
昭和58年度遠隔地勤務者健康診断	昭和58年12月7日 (水)	理学部附属臨海実験所勤務者並びに館山野外教育施設勤務者	内科診察 4 胸部レント	千葉県館山保健所

事 項	実 施 期 日	対 象 者	受診者数	実 施 場 所
			ゲン検査 (間接撮影) 3 胸部レント ゲン検査 (直接撮影) 1 血圧測定 4 尿検査 4	

レクリエーション行事

行 事 名	実施期日	参加者数	入 賞 者 (チ ャ ム) 等	実施場所
昭和58年度教職員ソフトボ ール大会	昭和58年 11月12日 (土)13時 ～16時	79 人	1位 Bチーム (会計課、附属図書館、女 性文化資料館) 2位 Aチーム (庶務課、施設課、学生 部、保健管理センター、 人間文化研究科) 3位 Cチーム (文教育学部、理学部、家 政学部、生活環境研究セ ンター)	本学大学グ ランド
昭和58年度観劇 サド侯爵夫人(三島由紀夫 作)	昭和58年 12月2日 (金)～同 年12月27 日(火)	56		池袋サン シャイン劇場

○昭和58年秋の叙勲

昭和58年11月3日、秋の生存者叙勲で、本学名誉教授阿阪三郎氏が勲三等旭日中綬章を受章されました。

○訃 報

次田眞幸名誉教授

名誉教授次田眞幸氏には急性心筋梗塞のため昭和58年11月15日逝去されました。享年74才。ここに謹んで哀悼の意を表します。

なお、生前の功績により、正四位に叙せられました。

○新任者住所

○職員の仕事変更

日 誌 (抄)

11月2日(水) 教務委員会、横須賀ライオンズクラブ留学生招待
4日(金) 徽音祭準備及び前夜祭

- | | | | |
|--------|--|----------|---|
| 5日(土) | 徽音祭(5日・6日) | | |
| 7日(月) | 将来構想検討委員会、事務連絡会議 | 12月2日(金) | 教育実習専門委員会、共通第1次学力試験に関する地区別情報処理事務連絡会(関東甲信越地区)(於大学入試センター)、ニュージーランド国大学学長との懇談会(於竹橋会館) |
| 9日(水) | 大学院人間文化研究科会議、奨学金合同審査委員会、教務委員会、昭和58年度教職員一般定期健康診断(9日・10日)、第30回東京地区国公立大学連合文化会(美術部門)委員会及び第3回学生分科会(於東京工業大学) | 3日(土) | 昭和58年度厚生補導関係教職員研究会(3日・4日:於箱根・静雲荘) |
| 10日(木) | 一般教育委員会、昭和58年度関東甲信越地区国立学校広報・文書研究協議会(10日・11日:於一橋大学) | 7日(水) | 大学院人間文化研究科会議、将来構想検討委員会、一般教育委員会時間割編成小委員会、第35回関東地区中堅職員研修(7日~16日:於大手町合同庁舎)、関東甲信越地区国立学校等安全管理協議会(7日・8日:於東京外国語大学) |
| 11日(金) | 附属学校教育研究委員会、第29回東京地区国公立大学入学主幹・入試担当課長会議(於東京外国語大学) | 9日(金) | 教育実習検討会 |
| 12日(土) | 教職員ソフトボール大会(本学)、本学対奈良女子大学定期戦(バレーボール)(12日・13日:本学体育館) | 10日(土) | 文教育学部2号館落成披露、第31回東京地区国公立大学体育大会、第2回実行委員会(於一橋大学)、 |
| 14日(月) | 学生委員会 | 13日(火) | 部局長会議 |
| 15日(火) | 部局長会議、事務連絡会議、施設計画委員会 | 14日(水) | 研究科委員会(理学・家政学)、各学部教授会、昭和58年度秋季定例学生大会、文京区内大学長と文京区長との懇談会(於椿山荘) |
| 16日(水) | 研究科委員会(理学・家政学)、各学部教授会、国立大学協会総会(於学士会館) | 15日(木) | 一般教育委員会 |
| 17日(木) | 日本育英会奨学金選考委員会、国立大学協会事務連絡会議(於学士会館)、文京区内大学と区の担当者協議会(於文京区役所) | 16日(金) | 附属学校委員会 |
| 21日(月) | 「学園だより」編集委員会 | 19日(月) | 学生委員会、学寮委員会、学寮協議会 |
| 22日(火) | 評議会、部局長会議、永年勤続者表彰式、附属学校長選考委員会 | 20日(火) | 部局長会議 |
| 24日(木) | 留学生顧問教官会議
昭和58年度教職員の胃の検査(24日・25日) | 21日(水) | 評議会、附属学校長選考委員会 |
| 25日(金) | 奨学金授与式、昭和59年度入学者選抜共通第1次学力試験実施担当者会議(第2回)(於科学技術館) | 25日(日) | 冬期休業始(59年1月9日まで) |
| 26日(土) | 第30回東京地区国公立大学連合文化会(美術部門)第4回学生委員分科会(於東京工業大学)、本学対奈良女子大学定期戦(バスケットボール)(26日・27日:本学体育館) | 28日(水) | 御用納め |
| 28日(月) | 施設計画委員会、学生委員会、事務連絡会議 | | |
| 29日(火) | 国立15大学学長懇談会(於電気通信大学)、創立記念日 | | |
| 30日(水) | 教務委員会、入試委員会、昭和58年度教職員一般定期健康診断(第2 | | |